

井原市明るい選挙推進協議会会則

(名称及び目的)

第1条 本会は、井原市明るい選挙推進協議会(以下「協議会」という。)と称し、井原市における明るい選挙運動を強力に推進することを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公職選挙法を守る運動を推進すること。
- (2) 選挙人の政治・選挙への関心を高め、政治意識の向上をはかること。
- (3) その他明るい選挙の推進に必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者を委員に委嘱し組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公民館長及び井原市公民館協議会の代表者
- (3) 小学校長、中学校長及び高等学校長
- (4) 井原市教育委員会の委員及び課長職以上の職員
- (5) 井原市選挙管理委員会の委員及び事務局長

2 委員の委嘱及び解任は、井原市選挙管理委員会で行う。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名

(役員を選任)

第5条 会長は、井原市教育委員会教育長の職にある者をもって充てる。

2 副会長は、井原市公民館協議会会長の職にある者をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは補充する。補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(地区推進委員)

第9条 第2条に規定する事業を推進するため、協議会に明るい選挙地区推進委員を置くことができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局を井原市選挙管理委員会事務局内に置く。

(委任)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。